

近隣紛争の社会的波紋(2・完)

——新聞報道に現われた津地裁「隣人訴訟」——

目次

- I はじめに
- II 新聞の判決報道とその直後
 - 1 判決報道の内容
 - 2 判決報道直後から訴えの取り下げまでの報道
- III 訴えの取り下げ事件についての新聞報道
 - 1 訴えの取り下げについての報道
 - 2 訴えの取り下げに対する同意についての報道
 - 3 社説にみる訴えの取り下げ
- IV 訴えの取り下げ事件後の新聞報道
 - 1 「匿名の反応」を相対化する試み
 - 2 「隣人訴訟」事件そのものの再検証(以上、熊本法学八六号)

吉田 勇

3 法務省の見解についての報道（以下、本号）

V 新聞報道の社会的波紋

- 1 原告に対する「匿名の反応」
- 2 判決報道に対する支配的反応
- 3 「隣人訴訟」事件に対する多様な反応

VI 結びにかえて

IV 訴えの取り下げ事件後の新聞報道

3 法務省の見解についての報道

法務省は、訴えの取り下げ事件の直後に、「裁判を受ける権利」が侵害された疑いが強いとして名古屋法務局および津地方法務局に調査を指示した。この調査について最も詳しく報道したのは、中部読売新聞（昭和五八年三月一日）である。その一面（トップ）には「法務省が調査指示」という大きな見出しが掲げられ、「いやがらせは人権侵害」、「隣人訴訟取り下げ」がそれに続いている。社会面の関連記事には、「カミソリ同封もあった」、「人権侵害は明らか」、「両弁護士、調査歓迎」、「隣人訴訟で津地方法務局、既に聴取」という見出しとともに、「憲法第三二条何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」という条文が大きく掲載されているのが注意をひく。社会面の記事によれば、被告側弁護士は四月一〇日に、原告側弁護士は一二日にそれぞれ事情聴取を受けている。

その調査の結果、①投書などのほとんどが匿名か仮名で、侵犯者を特定できないこと、②当事者が事態の沈静化を

強く希望していることが、わかった。そのために、法務省はこの事件について通常の人権侵犯事件として取り扱わずに、「国民への呼びかけ」の形で見解を発表することにした。当初、法務省には人権擁護局長名で見解を出す考えもあったが、この事件の社会的反響の大きさを考慮して、法務省としての見解が出されることになったという（朝日「四月九日」）。法務省が特定の人権問題についてこうした見解を発表するのは初めてのケースのようである。⁽¹⁾

法務省の見解（昭和五八年四月八日発表）は、三つの部分から構成されている。

①「多数の侮辱的ないし脅迫的な内容の投書や電話」が原告及び被告のもとに殺到したために、原告は訴えを取り下げ、被告もそれに同意せざるをえなかったことは「裁判を受ける権利」の侵害である。

②「裁判を受ける権利」は「国民の権利を保障するための有効かつ合理的な手段として近代諸国家においてひとしく認められている最も重要な基本的人権のひとつ」であって、それが多数者の行為によって侵害されたことは「人権擁護の観点からはきわめて遺憾なこと」である。

③「国民ひとりとりとりが、法治国家体制のもとでの裁判を受ける権利の重要性を再確認し、再びこのような遺憾な事態を招くことがないよう慎重な行動を強く訴える」。

この法務省見解はどの新聞にも大きく報道されているが、ここでは中日新聞（以下「中日」と略）、全国版の朝日新聞（以下「朝日」と略）、毎日新聞（以下「毎日」と略）、読売新聞（以下「読売」と略）に限定して取り上げ、それらの報道の仕方を見ることにする。どの新聞もこの見解を一面トップで報道し、見解の全文を掲載している。各新聞の見出しを大きい順に並べると、次のとおりである。

* 「中日」…「裁判を受ける権利」いやがらせて侵害」、「安易な行動警告」、「当事者の希望入れ 責任追及は中止」、

「投書 大半が侮辱、脅迫」、「隣人訴訟 法務省が異例の見解」

* 「朝日」(一面)・・・「裁判を受ける権利守れ」、「慎重な行動求める」、「再発防ぐ異例の見解」、「隣人訴訟で法務省訴え」、社会面：「嫌がらせ、もうご免」、「教訓生かせと当事者」、「隣人訴訟の法務省見解」

* 「毎日」・・・「裁判を受ける権利を侵害」、「再発防止呼びかけ」、「隣人訴訟へのいやがらせ」、「法務省、異例の見解」、「多数の圧力 原告、被告とも被害者」

* 「読売」・・・「裁判受ける権利侵害」、「国民は慎重な行動を」、「隣人訴訟への嫌がらせ」、「法務省が異例の見解」

見出しを比較するかぎり、四つの新聞にはほとんど違いがないことがわかる。ただ「中日」だけには、両当事者の希望を入れて責任追及を中止したという調査の経過も示されている。両当事者は法務局の調査に必ずしも協力的であったわけではないことは、記事のなかに書かれている。原告夫婦も被告夫婦も事情聴取には応じたものの、いやがらせの再燃を心配していたという(「朝日」四月九日)。「毎日」の解説のなかには、「原告、被告がともに巨大な群衆心理にも似た多数の圧力で『被害者』にされたといえる」という指摘がある。

また、法務省人権擁護局長が記者会見で述べた次のような発言も注目される。「一般論だが隣人間の問題は裁判所としても和解を勧めることが多い、裁判所でも配慮をする。さらに控訴審の段階では当事者の感情も鎮静化し、和解に至る可能性も多い。だから(一審判決だけでなく)裁判所の対応を国民の皆さんも冷静に見守ってほしい」(「毎日」四月九日)。人権擁護局長は、このケースが訴えの取り下げになつていなかったならば、控訴審では和解が成立した可能性が高いと考えているようだ。この記事から判断するかぎり、局長は一審判決に疑問を抱いているのうかがわれる。隣人間に感情的なこじれがあつたために一審では和解に至らなかつたが、控訴審では国民も納得する和解に

よる解決がなされる可能性が高い、だから最後まで冷静に見守ってほしい。これが国民に対する局長の要望であると
思われる。

社説(「裁判を受ける権利」の保障を)でも法務省の見解を取り上げているのは「朝日」である。しかもその内容は
法務省の見解に対するひとつの批評たりえている。社説は「今回の陰湿ないやがらせが、多分に訴訟自体への違和感
によって誘発された面が大きい」と見たうえで、「わが国では、近隣紛争を裁判にもちこむことに、なぜこうも抵抗
が強いのか」と問う。「法ぎらい」、「裁判ぎらい」という解答が寄せられるのが常であるが、社説はさらにその原因
を、それぞれ「法意識の遅れ」、「文化の型の違い」、「日本人の情緒的国民性」に求める三つの異なる説を紹介し、為
政者が裁判制度の整備を怠つたために国民を「裁判ぎらい」にしたという第四説を補うことも忘れていない。しかし
いま重要なのはいずれの説が正しいかではない。だから、社説も「近隣紛争に端を発する訴訟が増加」傾向にあると
いう現実そのものに着目する。これは「地域社会内部の紛争処理能力が失われつつあること」によるから、今後とも
この種の訴訟の増加は不可避である、だからこそ「国民が容易に裁判が受けられるよう、制度改善策を講じることが
必要だ」と続けている。社説の主張は「裁判を受ける権利を實質的に保障するためには、司法をより国民に身近なも
のにしなければならぬ」ということにある。そのために提案されているのが、裁判官や弁護士の大増員、貧しい
人のために裁判費用を立て替える法律扶助制度の充実、訴訟費用保険の導入などである。この提案の前提にあるのは、
国民を裁判から遠ざけている原因は裁判に時間と費用がかかりすぎることとよい弁護士が得られないことにある、と
いう認識である。

この社説は一般の人々と裁判との疎遠さを克服する方向を示唆している。近隣紛争を裁判に持ち込むことへの抵抗
は「法ぎらい」や「裁判ぎらい」に由来すると言えば、過度の一般化ではないかという疑問はある。しかし「裁判ぎ

「裁判を受ける権利」を変えらるるためには、司法を国民に身近なものにしなければならぬという見解はきわめて妥当である。「裁判を受ける権利」の重要性を国民に向かつて啓蒙するだけではなく、国民が裁判制度を身近に利用できるように本気度制度改革に取り組む必要がある、という主張も正しいというほかなない。その意味でも、「朝日」の社説は法務省の見解に対する有力な批評となっている。

以上のことをふまえて、三つの点に触れておきたい。第一は法務省の見解の意義についてである。「裁判を受ける権利」を侵害した人々を特定できない以上、法務省が国民一般に対して「裁判を受ける権利」を尊重するよう求めることは避けられなかったと思われる。この異例の見解が、匿名の非難・中傷による「裁判を受ける権利」の侵害という事態に再び国民の注意を喚起したことは明らかである。だが、国民一般に対して「裁判を受ける権利」の重要性を啓蒙すること自体には、現在それほど意義があるとはいえない。⁽²⁾ いま必要なのは、「朝日」の社説にもあつたように、「裁判を受ける権利」を実質的に保障するために有効な制度改善策を実行に移すことである。

第二点は、法務省の見解の社会的影響についてである。この見解の発表後、原告の提訴に理解を示す意見が新聞の投書欄にも増えた。そのかぎりにおいては、この見解は「裁判を受ける権利」の重要性の認識を国民一般に促したの疑いはない。だが他方では、匿名の反応による「裁判を受ける権利」の社会的侵害に対しては、国民に慎重な行動を呼びかけることとしかできないことを示唆している。このような匿名の社会的侵害を防ぎうる直接的で有効な対策はなさそうである。そうであれば、紛争当事者を匿名報道することなど、他の対策が必要ではないかという問題がある。

第三点は、一般の人々の「裁判が正しい」「訴訟が正しい」についてである。「朝日」の社説にも指摘されているように、日本人は「裁判が正しい」「訴訟が正しい」と言われることが少なくない。この表現は、実感的にも理解しやすいし納得しやすいのは確かである。ここでは「訴訟が正しい」をめぐる詳しい議論は控えざるをえないので、⁽³⁾

ごく一般的な言い方になるが、ほとんどの人々が訴訟を身近に感じていないという意味での訴訟への疎遠感と、暗い裁判イメージ、すなわち裁判についての刑事裁判的イメージの強さとが相俟って、「裁判ざらい」ないし「訴訟ざらい」という日本人の自己認識が形成されているのではなからうか。そうであるとすれば、訴訟を身近に利用できる制度にすることが「裁判を受ける権利」を実質的に保障するためになされる最大の対応策であるということができるであろう。⁽¹⁾

注

(1) 中部読売新聞によれば、三月一四日の時点ですでに、法務省は人権侵害の事実が確認され次第、人権擁護局長名で「裁判を受ける権利」について国民の理解を得るための異例の法務省見解を発表する方針をもっていたようである（三月一四日日刊一面記事参照）。匿名のいやがらせの電話や手紙による訴えの取り下げという異例の事態に対して、法務省は異例の対応をしたことになる。なお、この新聞の社会面の記事には、両弁護士がこの調査を「当然のこと」と受け止めながらも、手紙の大部分には住所・氏名がないために、「差出人追及はまず無理」と話していたことも紹介されている。

(2) 法務省見解だけが大きく報道された状態は、「お上」の啓蒙と訓戒が国民に対して大きな影響力を発揮する風景を感じさせる」という広中氏の指摘は重要である（広中俊雄「隣人訴訟取下げ事件」を吟味する」（ジュリスト七九三号）三二頁を参照。なお、広中氏は、訴えの取り下げ事件について、法務省だけでなく、日本弁護士連合会も在野法曹としての見解を述べるべきではなかったかと指摘し、「その動きの鈍さ」を批判している。

(3) わが国には私人間の紛争の訴訟による解決をきらう傾向があるという仮説は川島武宜氏によって提示されたものであるが、この仮説がどの程度経験的に妥当するのかは、経験的資料に基づいて検証される必要がある。日本人が「訴訟ざらい」かどうかを経験的に検証するのはそれほど容易ではないのである。川島氏の仮説については「日本人の法意識」（岩波新書、一九六七年）一二七頁―一五三頁を参照。また、川島氏の仮説の問題性を批判的に検討したものとしては、六本

佳平「法社会学」(有斐閣、一九八六年)二二一頁―二三一頁を参照。日本人は「訴訟ぎらい」かどうかという論点については、多くの研究が蓄積されてきているが、詳しい議論は別稿に譲らざるをえない。

(4) これについては、竜寄喜助「裁判と義理人情」(筑摩書房、一九八八年)一七〇頁―一七三頁参照。氏は、市民の裁判イメージを変えるために最も必要なことは「利用しやすい裁判制度の確立」ないし「身近で親しみのある裁判へのアクセ」であると同指している。それと同時に、氏は、長い弁護士経験をふまえて、裁判の現状が「一朝一夕にして改善されるとは思えない」ことも指摘している(竜寄、前掲書、一七二頁)。

V 新聞報道の社会的波紋

1 原告に対する「匿名の反応」

判決報道の直後から原告と被告に寄せられた「世間」の「匿名の反応」の傾向は時期によって二つに分けられる。判決報道から訴えを取り下げるまでの時期と原告が訴えを取り下げた後の時期である。前者を第一の時期、後者を第二の時期と名づけよう。原告が訴えを取り下げる意思を表明したという報道が、二つの時期を分けている。

まず第一の時期には、原告にはもっぱら非難・中傷が寄せられている。二月二十五日夕方から二十六日の午前四時ごろまで匿名の電話が原告宅にかかり続け、その数は約三〇〇本にも及んだという。そのほとんどが「オニ」、「死ね」、「バカヤロー」といったいやがらせの内容だったようだ。判決報道から訴えの取り下げまでに、五〇〇本から六〇〇本の匿名の非難・中傷の電話が寄せられ、非難・中傷の手紙・はがきも約一五〇通を数えている(「朝日」、三月一八日夕刊)。判決直後の電話の主の約七割は中年女性で、残りは老人が多かったという(「朝日」三月八日)。

この同じ時期に、被告には全国から激励の電話が掛かってきている。「隣人愛を踏みこじる社会になつては不幸だ。控訴して頑張つて欲しい」という趣旨の電話が、ほぼ二、三分に一本の割合でかかつてきたという(「毎日」二月二七日)。激励の電話は一〇〇本、手紙は四〇通を数えたようだ(サンケイ新聞、「追跡隣人訴訟(下)」三月一六日)。このよ
うな激励に意を強くした被告は、激励電話の厚情に報いるために、あくまで控訴審で争うつもりになつていた。

それに対して、第二の時期には、「世間」からの「匿名の反応」にはそれまでとは異なる傾向が現われる。原告が訴えを取り下げる手続きをとると報道された七日夜に、被告に対して「取り下げに応じずに、最後までがんばつてほしい」といった匿名の励ましの電話が全国から約一〇本程度かかったという(「朝日」三月八日夕刊)。ところが、九日朝になると、「人殺し」とののしる電話や無言の電話など、非難電話が五、六本届いた。それに動揺した被告が近所の人に相談したところ、人間の情としてこれ以上争うなという声が強かつたという。これら二つの理由によって、被告は訴えの取り下げに同意することに決めた(中部読売三月一〇日)。カミソリ入りで「殺す」と書かれた投書も二通あり、右翼を名乗る人からは「ざん殺してやる」などという物騒な脅しもあつた。このように、判決報道直後の激励電話が一転して匿名の非難電話に変わったことに、被告は大きな衝撃を受けている。

その反対に、原告には、訴えの取り下げの直後から、非難・中傷の電話だけでなく、激励の電話も寄せられるようになった。非難と激励の割合は不明であるが、手紙・はがきの数からその割合をある程度推測することはできる。訴えの取り下げ以前には、手紙・はがき四九通のうち応援・激励は一通もなかったのに、訴えの取り下げ以降には、四通のうち応援・激励が一九通、非難・忠告は二五通であつたという(「朝日」三月一八日)。第一の時期に寄せられたのはすべて非難・忠告であつたことを考えると、原告にこれだけの応援・激励の手紙・はがきが届けられるようになったのは大きな変化である。おそらく、激励の電話もほぼ同程度に掛かつてきたことが推測される。結局、原

説 告には三月七日夜から一七日までに、電話が七、八〇〇本、手紙・はがきが約一五〇通寄せられたということである

(「朝日」三月一八日)。

論

原告と被告の双方に対する「匿名の反応」を取り上げてきたが、わたしの関心は、おもに原告に対する「匿名の反応」にある。それが訴えの取り下げ事件の決定的契機になったからである。それに、被告に関する経験的資料はほとんどないからである。以下では、おもに原告に対する「匿名の反応」を取り上げることにする。

圧倒的に多数の読者は、報道を通して住所と実名を知ったからといって、見知らぬ人に匿名の電話を掛けることも匿名の手紙・はがきを出すこともない。だから、非難・中傷であれ、激励であれ、これだけ多数の電話と手紙・はがきが原告と被告に寄せられた原因を報道内容や報道の仕方だけに帰するわけにはいかない。匿名電話をかけた人々は、自ら電話帳を繰って電話番号を調べてから電話をかけるという積極的な行為に及んだのであり、しかも、かれらは自分の言動に責任を負うことのできる大人の人々である。したがって、匿名の人々が非難・中傷したり激励したりした積極的な動機は何であったのかをできるだけ詳しく解明する必要がある。そのための経験的資料はきわめて乏しいといえ、匿名の人々の動機に踏み込まなければ、「匿名の反応」の社会的意味は理解できない。そこでわたしは、匿名の人々の動機を理解するために五つの一般的な仮説を暫定的に立ててみた。

第一は、匿名の手紙・はがきを寄せた人々の動機は「直接的動機」と「内面的動機」の複合であるという仮説である。ふたつの動機の複合の仕方にも、二つの類型が想定されうる。「直接的動機」に重きを置いた類型は「直情反応」型、「内面的動機」に重きを置いた類型は「自己表出」型と名づけられうる。

「直接的動機」というのは、判決報道の内容そのものに対する共感的反応のことである。人々は判決報道に触発されることなく、匿名電話をかけることはなかったのだから、この動機は必ず働いている。「内面的動機」とい

うのは、人々が日常的には自己の内部に抑圧している思いのことである。投書の文面から読み取られる〈内面的動機〉は多様である⁽¹⁾。例えば、戦後社会そのものへの否定的な心情、内向している近隣関係での疎外感・孤立感⁽²⁾、戦争で子供を亡くして寂しさに耐えてきた思い、運命として耐えてきた家族内の不幸、高度経済成長のもとでの経済的不遇感⁽⁶⁾などが表明されている。このような〈内面的動機〉が原告に向けられても、原告には応えようがないという意味においては、原告はおよそ理不尽な代理攻撃を受けたということになる。自分が戦後社会を耐えて生きてきた人や子供を亡くした寂しさに運命として耐えてきたという人には、「道義的説教」型が多いようである。自分の不幸な境遇に必死に耐えてきた人が他者に対しても耐えるように説いているからである。「自己表出」型はどのような場合にも道義的説教という要素がある程度含んでいるといえそうであるが、この要素を多く含む類型が「道義的説教」型である。原告に説教するというよりも、自分自身の不遇や運命を呪っているようにみえるのは「自己呪咀」型である⁽⁷⁾。本当は別の対象に向けるべき攻撃を理不尽にも原告に向けるのが「代理攻撃」型である。これは「自己呪咀」型に比べると、より外向的である。このように、「自己表出」型にも、「道義的説教」型、「代理攻撃」型、「自己呪咀」型の三つが区別されうる。

日常的に抑圧されている〈内面的動機〉を表面に出すきっかけになったのが、判決報道の内容に対する共感ともいべき〈直接的動機〉である。見出しをみるかぎり、各新聞の判決報道は、具体的な事実経過をふまえて争点を示したというよりも、常識的な解釈枠組みのなかにこの事例を組み込むことに熱心であったようにみえる。たとえば「善意の隣人」の責任を認めた判決は近隣社会を崩壊させる、という解釈などはその典型である。だからこそ、この解釈は判決報道の内容に対する人々の道義的な共感性を強め、それゆえに原告に対する道義的な非難・中傷を喚起したものと思われる。道義的な共感性は、一方的に匿名で原告を非難・中傷している自分の言葉の暴力性そのものを蔽い隠す

説
論
働きをしている。人々が自分の言葉の暴力性に後ろめたさをあまり感じなかったのも、判決報道の内容に道義的に共感したからであろう。だが、後ろめたさがなかったわけでない。〈匿名性〉をまとつたのはその後ろめたさを隠すためだつたことが考えられる。

匿名の手紙・はがきの文面からみると、「直情反応」型にも、「非難・中傷」型⁽⁸⁾、「義憤」型⁽⁹⁾、「忠告」型⁽¹⁰⁾、「嫉妬」型⁽¹¹⁾が区別されうる。そのなかでも「非難・中傷」が最も攻撃的であるとともに最も支配的であつたといえる。人々が自ら道義的正当性を体現しているつもりになつて「義憤」を表明している場合もあれば、道義的な高みに立つて原告に対して「忠告」する場合や「憐憫」を垂れる場合もある。お金の請求が認められたことへの「嫉妬」もみられる。だがそのいずれの場合にも、「非難・中傷」型の要素が含まれていたといつてよい。

第二の仮説は〈直接的動機〉にかかわつてゐる。世間の人々が判決報道に共感的な反応を示したのは、その判決報道の内容自体が「世間の常識」の支配的反應を先取りしていたからである、というのがわたしの仮説である。判決報道の仕方が「世間の常識」の支配的反應を先取りしていたから、人々は判決報道の内容を読んで、直ちに道義的かつ情緒的に共感し、自分の考えの道義的な正当性を確信して、原告を非難する行動を起したのではないか。その意味においては、新聞の判決報道が「匿名の反応」を誘発したといふことができる。

「世間の常識」といつても、これはなにか一枚岩的な実体を成すものとは言えない。通常考えられている以上に、法の解釈も法の使用も戦略的に多様でありうるのと同様に、「世間の常識」も多様であるといわねばならない。しばしば「世間」の人々は自分が信じている「世間の常識」を「非常識」な人々に押しつけようとす。だが、そのような押しつけには後ろめたさが付きまとうのが常である。人々は「世間の常識」の正当性の押しつけにある程度後ろめたさを感じていたからこそ、〈匿名性〉をまとつていたのでなからうか。

「隣人訴訟」事件に関しても、「法の常識」と「世間の常識」の乖離が語られているが、その場合にも、「法の常識」も「世間の常識」も、それぞれひとつの実体をなすものと考えられている場合が少なくない。だがどちらも、考えられている以上に多様な性格をもっているから、両者の関係づけにも多様な可能性がありうるのではなからうか。判決報道に触発されて大きく表面化したのは「世間の常識」による支配的反応であった。これと対立するような別の「世間の常識」的反応もあつたはずである。ここで重要なのは多様な反応を明らかにすることである。

第三の仮説は、「世間の常識」的な解釈枠組みが津地裁「隣人訴訟」事件そのものの正確な理解を妨げたのではないか、ということである。これは、どうして各新聞が「世間の常識」を先取りすることになったのかを説明する。判決報道である以上、新聞には「隣人訴訟」事件の経緯をふまえた可能なかぎり正確な報道が期待されたはずである。だが、だれもが経験する日常生活世界での隣人紛争であつたために、日常生活経験の次元での常識的な解釈枠組みが強すぎたことが津地裁「隣人訴訟」事件そのものの紛争過程の実相を捉えることを難しくしたようにみえる。この事例そのものよりも、この事例から一般化された日常的な近所づきあいへの判決の影響が問われることになった。身近な日常的世界のなかでしばしば経験されうる近隣紛争であるだけに、新聞記者も日常的常識的な解釈枠組みを先立ってしまっている。

判決の論理を正確に理解することは容易ではないという事実が一方にある。他方には、近所同士での子供の預け合には体験的な身近さがある。そうであるならば、新聞記者たちも、自分たちの身近な体験に根ざした常識的な解釈枠組みによって「隣人訴訟」事件の判決を理解したとしても不思議はない。だがそのために、「隣人訴訟」事件とその判決の正確な報道を歪めることになった。少なくとも報道の見出しをみるかぎり、そう言つてよい。しかしそれと同時に、判決報道にも常識的な解釈枠組みが支配的であつたからこそ、判決報道の内容に共感する人々の範囲が大き

説
く広がったのだと思われる。

論
第四の仮説は、〈匿名性〉の意味と働きにかかわる。動機の内容にかかわるのが〈直接的動機〉と〈内面的動機〉の複合であるとすれば、動機の表明の仕方にかかわるのが〈匿名性〉である。〈匿名性〉によってはじめて〈攻撃性〉が露骨に発揮されえたのではないか、というのが第四の仮説である。匿名電話の理由はふたつ考えられる。もともと電話は社会の不特定の人々に開かれたコミュニケーション媒体であって、一般には、相手からの一方的な通話を排除できないようにできている。電話をかけるという行為には、相手の私生活に無遠慮に侵入するという側面がある。電話の便利さと裏腹の電話の怖さである。この側面を除こうとすれば、電話の一般的利用可能性をも断念せざるをえない。

もともと匿名電話をした人々は原告となんら面識があつたわけでもなければ、これからも原告と関係を取り結ぶつもりもなかつたのは疑いない。匿名の人々はもともと原告と対話しようなどとは考えていないから、原告に対して自分の名前を名乗る必要を全く感じなかつたはずである。おそらくこれが匿名電話の理由のひとつである。もうひとつは、日常的に抑圧されていた自己の内なる〈攻撃性〉を、自己と全く無縁な原告に向けるためには〈匿名性〉を必要としたという理由である。これは積極的な理由である。

これだけ多くの匿名電話が原告に掛かつたことは、はるかに多くの人々が自分たちの日常生活の場面で判決報道に對して大きな反応を示したことを予想させる。〈匿名性〉をまとつた原告への非難・中傷は、「世間の常識」の示した支配的反応のやや極端な形態だつたのではなからうか。このような極端な形態である匿名の非難・中傷の内容を分析することも重要である。だが「世間の常識」の支配的反応の一般的な形態を、それ以外の多様な反応とあわせて解明することはもっと重要である。

第五の仮説は、〈匿名性〉のゆえに表出された〈攻撃性〉ないし〈残酷さ〉にかかわる。¹²⁾ 日本戦後社会は、他者および他の家族に対する〈攻撃性〉ないし〈残酷さ〉を内在化させている、というのがこの仮説の内容である。それには三つの局面がある。

まず第一に、私たちは「世間」の抑圧に対する抵抗を、他者に向けて表現することがある。私たちは「世間」からの有形無形の抑圧や排除の力を多かれ少なかれ経験している。だが日常の生活のなかでは、「世間」の力に対する反抗は内面的に抑圧されざるをえないことが多い。そのような抑圧や排除の力に対して、自己回復を求めて抵抗したり反抗したりすることがある。とくに自分が「世間」からの圧力に耐えているとき、「世間」の圧力に積極的に抵抗したり、人間らしく生きたいという声を上げている特定の他者に対して、支援するどころか、かえって「世間」の側に立つて抑圧的に働きかけることが少なくない。支援を求めている他者に対してすら、我慢や受忍を強いることがある。そのような反応は他者に対して〈攻撃性〉として働くことになる。

第二に、「世間」の人々はしばしば、家族の不幸を家族内に封じ込めようという働きをすることがある。「隣人訴訟」の判決報道への社会的反応にも、子供の死という家族の不幸を家族内に引き受けずに隣人を訴えたことに対する批判が含まれているように思われる。家族に過重な負担を負わせることを、社会が強いているかのようである。¹³⁾

第三に、自己の現実の隣人関係における孤独・孤立のゆえに、本当ならば自己の隣人に向けられるべき不満や批判が、隣人関係を壊しているようにみえる第三者に向けられることがある。内的隣人意識と現実の隣人関係とのずれ、あるいは隣人に対する期待の水準の高さと、都市型の隣人関係における孤独・孤立という現実との落差がここにはかかわっている。隣人関係のなかで自分が孤立しているという現実、およびこの現実を自分に強いている都市型社会の現実がある。隣人関係を壊そうとしているようにみえる人がいると、自己の現実の隣人関係の内部で表明できない疎

説
外感や抑圧感や不満感が、隣人関係に敵対しているようにみえる第三者に対する「攻撃性」として表出されることがある。人々のこのような内なる残酷さはしばしば「匿名性」によって直接的に表出されうるようになる。「匿名性」の自己解放的な機能には、自己のもつ「攻撃性」を解放する機能も含まれている。

「隣人訴訟」事件をみるかぎり、私たちの内なる残酷さ・非情さは、子供を亡くした原告夫婦の不幸と悲しみにまみれて共感することなく、その不幸と悲しみを家族内に封じこめようと強いるところに現われている。子供の死をいわば家族内の不幸として耐えよという圧力が「世間」から寄せられているのである。これは最愛の子供の死を両親が受容するのを助けるどころか、子供の死の性急な受忍を両親に強いるものではなからうか。これは世間の残酷さ・非情さともいうほかない。匿名の手紙・はがきのなかには、自分は戦争で三人も息子を亡くして耐えてきた人や、自分も事故で子供を亡くしたという人が原告に受忍を強いていたのが想起される。親のしつけが悪かったから子供は死んだのだといった非難などは、両親による子供の死の受容を無残に踏みこむる残酷さを象徴している。

以上「直接的動機」と「内面的動機」の複合、「世間の常識」を先取りした報道内容への共感性、「世間の常識」的な解釈枠組みへの「隣人訴訟」事件の取り込み、動機表明の仕方への「匿名性」、「匿名性」と「攻撃性」の組合せなどについてみてきた。これらはまだかなり一般的かつ暫定的な仮説にとどまっているのは言うまでもない。

以上の五つの仮説を結びつけて単純化すれば、つぎのように言えるかもしれない。多数の人々が、責任を回避しようする「匿名性」と支配的な「世間の常識」への道義的・情緒的な共感性という二重に安全な場所から、現実の隣人関係における孤独感や「世間」に強いられる疎外感を、「善意の隣人」を訴えた原告に対する非難・中傷として表出したのではないかと。つぎのように言い換えることもできる。なんらかの「内面的動機」を抱えこんでいる世間の人々が、判決報道（とくにその見出し）に対する道義的共感を「直接的動機」として、自己に抑圧を強いている「世

間」に向けるべき〈攻撃性〉を〈匿名性〉という形で原告自身に振り向けたのが、匿名電話と匿名の手紙・はがきだったのではないかと。

以上のような仮説がどこまで妥当するかは、もっと多くの経験的資料によつて検証されなければならないが、いまのところそのための資料は乏しい。これからも検証作業を続けたいと考えている。

注

（1）原告に寄せられた匿名の手紙・はがきの内容について最もまとまった形で解説しているのは、「隣人訴訟を粉砕した脅迫投書」（週刊文春・昭和五八年三月二四日号）である。朝日新聞（名古屋本社版）の一九八三年三月一八日夕刊も、原告夫婦に寄せられた手紙・はがき（訴えの取り下げ以前の四九通、訴えの取り下げ以降の四四通）を紹介しているが、それぞれ全体の四分の一に相当する。そのなかで住所と氏名が書かれていたのは、訴えの取り下げ以前には九通、以降には七通であったという。週刊文春（一九八三年三月二四日号）は、原告宛の約六〇通の手紙・はがきを入手し、専門家の解説付きでその内容（の一部）を紹介しているが、それによれば、住所氏名を記載した九通を調査した結果、該当者があつたのは一通で、それも勝手に他人の名前を使つたものであつたという。それゆえに、全部が差出人不明の匿名の手紙・はがきだったということになる。朝日新聞の氏名・住所もおそらく実際には匿名であつたと推測される。なお、わたしが匿名の手紙・はがきの内容を知りえたのは、もっぱらこの朝日新聞と週刊文春によつてである。

（2）戦後社会そのものへの否定的心情にあたるのは、つぎのような手紙・はがきである。①「生きた人間を預かってくれた恩人を訴えるとはお前等は鬼だ。馬鹿者、恥を知れ、中国孤児をみてみる、てめえーの事ばかり考えて、相手の立場を少しも考えない。お前等三七才〜四一才までの日本人の精神は占領政策によつてゆがめられ、日教組はおまえ等に間違つた民主主義を吹き込んだ。てめえー子が死んだとて、国や県を相手に喧嘩を売るなんて、のはせるな。てめえ「何様だと思つてる」赤紙一枚で日本の為に、男の子3人も死なしている俺たちの気持ちになつてみる」、②「日本は急激な変化

を遂げて、人の心が、真心がなくなりました。」③「貴様はそれでも人間か。日本人か。シベリヤでも行って頭を冷してこい」。いずれも週刊文春・昭和五八年三月二四日号による。なお、この週刊文春に、五二通の匿名投書を解析した人の話が紹介されている。それによれば、投書の主は全部戦前に教育を受けた高年齢の人ばかりという。

(3) 文字通りこれを示す文例はないが、隣人関係にこだわる文面には、自ら隣人関係に恵まれているというよりも、自分の隣人関係における孤立感が感じられる。①「隣人の親切心を無視? 裁判とは馬鹿げた事だ」、②「これを機会に、隣近所とは一離れることにしました」(週刊文春・前掲号)。

(4) 典型的なのは「赤紙一枚で日本の為に男子3人も死なしている俺たちの気持ちにもなってみろ」という文章である(週刊文春・前掲号)。

(5) ①「……うん十年まえに、医療の手違いから幼児が死亡しましたが、これも運命と思つて両親として墓守をしています。貴家夫婦は鬼のような恐ろしい方々ですね。これを機会に、隣近所とは一離れることにしました。コワイデスネエ」、②「……小生も数年前、近くの家に子供を託してのるす中、預先の主人が自家車をバック中の出来事、子供をな(一七)くしました。その当時、実に悩みもしたし、人々の口より色々な手段を教わりましたが、じつと我慢しての毎日です。……」(週刊文春・前掲号)。

(6) 「……日本は急激な変化を遂げて、人の心が、真心がなくなりました。当方ははがき代にも困る生活者ですが、あまりの情けなさに、テレビにうつる原告側の姿をまじまじと見ました……」(週刊文春・前掲号)。

(7) この「自己呪咀」型という名づけ方は西部邁氏のつぎのような解釈を参考にしたものである(週刊文春・前掲号)。「……原告を批判することによって、自分の長い体験による人間不信、人生に対する呪いの言葉を吐いているようにも思えるんです。じぶんの人生を半分呪っているんじゃないかな」と。

(8) ①「生きた人間を預かってくれた恩人を訴えるとはお前等は鬼だ。馬鹿者!! 恥を知れ!!……」、②「人非人、それ程お金がほしいか。隣人にお願ひ代でも払ったのか。しつげの悪い子供を見つづけられるか、馬鹿野郎!!」、③「事故を人のせいにして金を取りあげるなんて、キサマが事故で死ぬことを祈り倒してやる」(週刊文春・前掲号)

(9) ①「人道地に落ちました。悲しいですね、これは、……」、②「隣人を訴えるとは何と人間の心のない人か」、③「テレビ新聞での貴下の裁判問題を見て、貴下の非道的人間に呆れた」、④「新聞にて貴方達の記事拝読致しました。ただただ怒り以外の何ものでもありません」(週刊文春・前掲号)。

(10) 「……なくした子供は帰ってきません。保証をもらっても帰りません。……日本には近所づきあいという立派なきずながあります。……」(週刊文春・前掲号)。

(11) お金を取ったことを妬む文面が少なくない。①「自分達の不注意で死んだ子供を金儲けの資材になされ、それでも貴殿は人間ですか」、②「人非人、それ程金が欲しいか、……」、③「事故を人のせいにして金を取りあげるなんて、キサマが事故で死ぬことを祈り倒してやる」、④「……さんから金を取って良い着物を買って海外旅行でもしますか。気持ちがいでしょうね」、⑤「……そんなに金がほしいか、そんなにほしければ働け、金なんか受けとって見よ、全国民からのろわれるどー全国民」、などがその代表的なものである(週刊文春・前掲号)。

(12) 一般的な(攻撃性)については、問庭充幸「犯罪の社会学」(世界思想社、一九八二年)を参照。

(13) 介護問題を手がかりにして、「家族愛」という名で社会が家族に強いる残酷さを鋭くえぐり出したものとして、春日キスヨ「家族の条件 豊かさの中の孤独」(岩波書店、一九九四年)を参照。

2 判決報道に対する支配的反応

すでにみたように、毎日新聞の長倉記者は、原告に対する五二通の投書の反発は「ほとんどが隣人を訴え、金を要求したこと」に対するもので、「投書の主はだれもみな『向こう三軒両隣』意識が根底にあり、仲良く助け合う隣人関係を望む人たちがばかり」であったという。しかも「隣人訴訟」の判決について周囲の人々に聞くと、投書の内容と大同小異の答えがかえってきたという経験から、長倉記者は投書の内容に「世間の常識」の支配的反応を読み取っているのは疑いない。わたしも、匿名の手紙・はがきは「世間の常識」の支配的反応の極端な表現形態だと考える。前

節ではその極端な表現の分析を試みたので、ここでは「世間の常識」の支配的反應そのものを解明しなければならぬ。「隣人訴訟」事件に強い関心を抱いた世間の人々の支配的反應では、「隣人訴訟」事件の判決はどのようにみられていたのかが何よりも問われる。

すでにみたように、支配的反應の内容は、「善意の隣人」の法的責任を認めた判決と「善意の隣人」を訴えた原告とを批判したものである。まず初めに判決批判をとりあげるが、その内容は三つに類型化されうる。その三つは一般性の水準を異にしているといつてよい。

第一は、「隣人訴訟」事件の判決が「近所づきあい」一般に悪影響を与えることを重視するものである。それにも二つの性格の異なるものがある。ひとつは隣人からの無意識の恩恵享受論に立つものである。「私たちは知らず知らずのうちに、隣人の親切を受けて生活している」のであり、その「無意識の親切」に対する損害賠償を認めるような思想が社会に充滿したら、隣人つきあいは壊れてしまう、という意見に代表される（国鉄職員、五四歳。日本古来の「向こう三軒両隣」の豊かな人情味ある近所づきあいはもうできなくなるといふ意見もある。もうひとつは「もう気楽な近所づきあいができなくなる」といふ意識的な現実論に立つものである。隣近所の共同体意識の稀薄化という風潮に拍車をかけるという指摘もある。

第二は、「隣人訴訟」事件の判決が子供の預け合いという慣行に与える悪影響を重視するものである。子供の預け合いという日常的な慣行は、隣人に法的責任を負わせると損なわれてしまう、というのがその趣旨である。隣近所の子供は「もう気楽には預かれない」といふ見解がその代表である。こんな判決ではもう子供を頼めないし頼まれたくもない心境になるといふ人もいる。

第三は、もっと具体的に、子供の事故死をめぐる原告被告間の近隣紛争の解決の仕方を問題にするものである。隣

人の責任だけが認容されたのは疑問だ、行動を予測できない子供の完全な保護は不可能で、判決は無理を求めるもの、という見解などに代表される。津地裁「隣人訴訟」事件の事実関係に即して、隣人の法的責任を三割ほど認めた判決を批判するのもこの類型である。原告と被告の相互の関係性のあり方が問われているのである。

つぎに「世間の常識」の支配的反應における原告批判をみてみよう。原告批判にはつぎの四つの批判が含まれている。というのがわたしの仮説である。すなわち、①「善意の隣人」を訴えたことに対する批判、②隣人を訴えたことに対する批判、③お金を要求したことに対する批判、④訴訟を選択したことに対する批判、の四つである。原告に対する匿名の人々の批判には、これら四つがほとんど未分化なままに含まれている。そこでまず四つの批判を振り分ける作業が必要になる。

①からみてみよう。「隣人訴訟」事件が提起したのは、隣人の「好意」や「善意」からなされた行為が思わぬ損害を与えたことに対して被告はどこまで法的責任を負うのかという近隣紛争の法的解決の問題であった。⁽¹⁾例えば、隣同士の土地をめぐる境界争い、借地借家紛争、近隣騒音をめぐる紛争などが訴訟になっても、今回のような社会的反應は引き起こされなかったといつてよい。その意味では、原告に対する非難・中傷は、原告が隣人を訴えたことよりも、子供を好意で預かってもらった隣人を訴えたことに、したがって「隣人の好意」を訴訟というアダで返したことに向けられていた。⁽²⁾の隣人を訴えたことへの批判が表明されることも少なくない。しかし、そのなかの相当の人々は、単に隣人を訴えたというよりも、「善意の隣人」ないし子供を「好意で預かった」隣人を訴えたことを批判しているようにみえる。ただもう少し広く②を念頭に置いた批判も支配的反應に含まれていたことは否定できない。

③は金銭を求めたことに対する批判である。これにもふたつの側面がある。ひとつは子供の死をお金に換えたことに対する批判、もうひとつは「善意の隣人」または隣人にお金を請求したことに対する批判である。後者は①、②と

も重なっている。おそらく、③は、五二六万円支払えという判決報道の見出しの与えた衝撃にたいする反応という側面が大きいと思われる。これはさらに金銭賠償を原則とする民法そのものに対する批判にもつながっている。それを明確にしたのが、毎日新聞の長倉記者であった。そのかぎりにおいては、金銭賠償を原則とする法律制度そのものに対する批判が、原告自身に向けられたという面がある。これも原告にとっては不本意な批判であるというほかない。

④は訴訟を利用したことに対する批判である。隣人間の紛争を解決するのに、訴訟は適切ではなかったという批判が少なくなかったが、その批判には④だけでなく①②も含まれている。近隣紛争はあくまで話し合いで解決すべきであったという意見がその前提にある。いきなり訴訟を提起したことへの批判も④には含まれている。

日本人の「訴訟ざらい」の傾向に直結するとみられるのは④である。①と②の原告批判にも④が含まれていたのは確かであろう。「隣人訴訟」事件への社会的反応をみるかぎり、④だけを純粋な形で析出することは難しい、というのがわたしの考えである。④のほとんどが①、②、③のいずれかの形をとっているからである。もちろん、①と④の各要因の割合を確定することは不可能である。そうだとしても、④のような一般性においてではなく、①または②のように、もつと具体的な形において原告に対する批判の内容を分析することが望ましいと思われる。

「隣人訴訟」事件が提起したのは、日本人の「訴訟ざらい」という一般的な問題ではなかったというべきである。「好意」や「善意」の介在した近隣紛争の主體的な解決ないし「内済」のあり方、近隣紛争の解決における弁護士役割、近隣紛争の法的解決の問題性、子供の死と金銭賠償の社会常識的な関連づけ、判決内容そのものの当否、判決報道のあり方など、複雑多様で具体的な問題であったといわねばならない。日本人の「訴訟ざらい」だけに標準をあわせると、「隣人訴訟」事件が提起した複雑多様な問題は充分には見えてこないというほかない。

一人一人の原告批判をみると、いずれかの要因が前面に出ているものが多いのは確かである。しかし純粋にひとつ

の要因による原告批判は少なかったようにみえる。しばしば「訴訟ぎらい」と同一視されがちな④も、ほとんど①②③に具体化されていたのではないかと思われる。しかし、④のすべてが①から③に還元されうるわけではない。その意味において、④も原告批判のひとつの要因なのである。原告批判の中心には、①と③があるように思われる。②と④は、①と③をさらに一般的に包み込んでいる要因であるといつてよい。

以上、判決報道に触発された「世間の常識」の示した支配的反応をみてきたが、「世間の常識」の社会的反応にはもっと別の類型も見出されるのではないか。だが「隣人訴訟」事件に対する「世間」の多様な反応については、これまで系統的な考察はなされてきていない。「世間の常識」からの多様な反応を明らかにするのがつぎの課題である。

注

(1) 近隣紛争と法・裁判とのアメリカにおける関わりについては、板坂元氏の語るエピソードが興味深い(『日本語の表情』(講談社、昭和五三年)七九頁以下を参照。また、これについては、竜崎喜助「裁判と義理人情」(筑摩書房、昭和六三年)一六四頁—一六六頁も参照)。

(2) 被告は恩をアダで返したという報道パターンが激しい反発を生んだと主張したのは、原告側弁護士であった(朝日新聞昭和五八年三月二十八日夕刊のインタヴュー記事)。

(3) 長倉記者は、「隣人訴訟」のケースでは、法律(判例)と一般の人の感覚とのギャップを埋めるために、一般の人々が「お上」批判ではなく、原告への反発に向かったように思えた」と述べている(「記者の目」、昭和五八年三月一九日(日刊)を参照)。わたしも、原告批判のなかには、判決に向けられるべき批判が原告自身に向けられた部分が相当であると考えている。

(4) 井原美代子氏は、紛争当事者が主体的に解決することができなかったために、自ら傷ついているということを指摘して

いる。「死の悲しみの受容をめぐる」(ジュリスト七九三号)を参照。生命侵害や死亡事故のケースでは、「死の悲しみの受容」をめぐる問題は必ず登場する。これについては、野田正彰『喪の途上にて―大事故遺族の悲哀の研究』(岩波書店、一九九二年)、小此木啓吾『対象喪失―悲しむということ』(中公新書、一九七九年)を参照。

3 「隣人訴訟」事件に対する多様な反応

「隣人訴訟」の判決報道に対する「世間」の対応をみると、支配的反應のほかにも、多様な反應が現われていたという事実がある。このような多様な反應にはほとんど注意が向けられてこなかった理由は二つ考えられる。ひとつは、そのための資料があまりに少なかつたことである。もうひとつは、「匿名の反應」による訴えの取り下げ事件の社会的衝撃が大きかつたために、多様な反應に注意を向ける余裕がなかつたことである。ここで利用する資料はいずれも厳密な意味において「世間の常識」を代表するものとはいえない。しかし世間の反應の多様性を明らかにするのに必要な程度の社会的代表性を認めることは許されるであらう。¹⁾ つぎの六つの論点について多様な意見を取り上げることにする。

①原告夫婦の悲しみに対する共感と親としての責任への問いかけ

匿名の手紙・はがきには両親の悲しみに対する共感を示したものはほとんど見られなかつたが、そのような共感を示したものが現われている。その共感の程度にはかなりの個人差がある。子供を亡くした両親の悲しみに心から共感しているごく少数の人々から、両親の悲しみに理解を示しながらも共感できない少なからぬ人々まである。後者の人々のなかには、悲しみに理解を示しながらも、親自身の監督責任を問うている人が少なくない。「善意の隣人」を訴えたという事実が両親の悲しみへの共感を妨げているようだ。提訴に理解を示す人々は両親の悲しみにも深い共感

を表していることがわかる。「かけがえのない子を失った被害者」を寄つてたかつて追いつめる大人たちを、学校で弱い子を集団でいじめる子供たちになぞらえている人(「朝日」三月一日)はその一人である。子を亡くした親の気持ちをもつと察してやるべきだという若い主婦(二九歳)もいる(「中日」三月二日)。預けている間に自分の子供を失つたり、けがをさせられたりしたという経験の持ち主の反応のなかには、親の悲しみに対する共感がみられる。子供を亡くした親に対して「親としては天と地が変わつたほどの失意の中にあることでしょう」と思ひやつている主婦もいる(「毎日」三月三〇日)。この人は提訴にも深い理解を示している。

しかし、両親の悲しみへの共感と同情だけをもつばら示している人は少ない。両親の悲しみに一応の共感を示しながらも、両親自身の責任を問う人が多い。「かけがえのない子供を失い、深い悲しみに打ちひしがれていると思う。気の毒なことだが、親の監督責任をどのように負うつもりなのか」という教員(六五歳)はその一人である(「中日」三月四日)。この人の趣旨は、親の「深い悲しみ」に共感するよりも、「親の監督責任」を問う方に重きがある。別の男性教師(七五歳)は「両親の悲しみのあまり隣人を訴えたのはわかる」としながらも、その訴えを「なりふりかまわぬ善意の蹂躪」とみている(「中日」三月二日)。この人の真意も、「善意の隣人を訴えた」ことへの批判にあるのは明らかである。

「子供はもう帰つて来ない」という言い方も時々みられる。「たとえ要求された損害賠償を取つても子供は帰らないし浮かばれないのではないか」という六五歳の男性教師の投書がある(「中日」三月四日)。この人は隣人への責任追及は親自身の責任を隣人に転嫁しているとみている。「子供はもう帰つて来ない」という表現を、子供を亡くした両親を心から慰めるために適切に用いることはきわめて難しいといつてよい。確かにこの表現は、いわば運命として諦めることを説いて死の悲しみの受容を助ける働きをすることもあれば、責任追及を断念させ、ひたすら死の悲しみの

受忍を強いる働きをすることもある。自分も同じように子供を亡くした人が喪失の悲しみを克服した経験を語るときには、この表現は慰めを与え、子供の死の受容を促すこともありうるかもしれない。しかし金銭賠償の請求を非難するために、そんなことをしても「死んだ子供はもう帰って来ない」と言う場合には、この表現は死の受容を妨げる働きをするというほかない。「隣人訴訟」事件に対する反応のなかでは、両親の悲しみへの深い共感を込めてこの表現が用いられたことはなかつたといえる。

② 子供を好意で預かつた責任について

すでにみたように、サンケイ新聞（昭和五八年三月二日）は、判決報道の直後に「これでは善意の近所づきあいがないことになる」という意見群と並んで「いや他人の子供を預かる以上それなりの責任がある」という意見群を析出していたことが想起される。

それでは、子供を預かる、預けることはどのような責任を伴うとみられているのだろうか。新聞報道では、「もう預かれない」という論調が支配的であつたとはいえ、もう少し丁寧な世間の反応をみておく必要がある。四つの類型が区別される。まず第一は「気軽に預かるな、預かる以上責任がある」という意見に代表される。第二は、預かつた以上責任があることを前提しながらも、それにも限度があるという現実論である。子供の預け合ひの実際をふまえたこの第二の見解は少なくない。「預かつた以上全責任があるし、責任を持たないのなら預からない」と考えている主婦（二七歳）の経験談が目をひく。隣人の一歳の子供を預かつているときに、その子供の口の中をけがさせたという経験がそれだ。この経験談は、どんなに注意しているつもりでも、ちょっとした隙に子供がけがをすることがあることを示唆している。最大限の注意義務を尽くしても、「万が一」の事故はありうるという考えから、子供の行動は予測できないから完全に監護することは不可能であるという現実論までの連続線上に、様々の程度の注意義務が想定され

うるであろう。「隣人にも監督義務があるのは当然」であるが、「それにも限界がある」という国鉄職員(五四歳)の投書はそのひとつである(「毎日」三月三〇日)。「自分の用事をそつちのけにして隣人の子が池に落ちないよう監督に専念」するまでの義務はない、というのがその趣旨である。この考えによれば、「買い物という自分の都合で幼児を預けた原告の責任のほうが、被告の監督責任よりもはるかに大きく、差し引き原告は齒をくいしばって耐えねば」ならないということになる。こうなると、支配的反應にかぎりなく近くなる。「子を失った怒り」は「買い物に連れて行けばよかつたという後悔」に向けるべきだつたということになる。

第三は、「万が一」の事故に対して保険で備える必要を説く見解である。各種のボランティア活動に携わっている人々に多い見解である。子供たちの活発な遊びを前提するかぎり、「万が一」の事故はありうるのだから、その事故に備えて保険制度を利用することは社会的知恵のひとつであるといつてよい。

第四は、責任ある近所づきあいを願う見解である。これは、支配的反應に対する明確な批判を意図したものである。とくに「善意」の素朴な強調に対して、「善意」の内実を問題にしているのが注意をひく。「責任感の裏付けの欠けた善意」の支配する社会は、いつたん事がおこると「誠にもろいもの」である。「善意に対する責任感の所在を追及した今度の訴訟は重要な意義があつた」、という見解に代表される。このようにいう私学講師(五七歳)は、原告へのいやがらせはすべて「浅薄な善意への信頼を基礎とした無責任な価値判断の一方的な押しつけ」であるとみる(「朝日」三月三日)。「無償の行為であつても無責任であつてはならない」と強調したのは原告側弁護士であつた。このように強調したのは、善意の近所づきあいに責任を問えば近所づきあいはできなくなるといふ「世間の常識」的反應を批判するためであつた。

ただ判決報道に対する支配的反應のなかにも、善意の近所づきあいは無責任であつてよいと明言した人はいなかつた。

た。そのかぎりでは、支配的反應のなかでも、善意の近所づきあいにも何らかの責任が伴うことは一応前提されていたといえるかもしれない。ただ近所づきあいでは、お互いに免責しあうという了解があるというのが大方の考えだつたようにみえる。子供を預かった隣人自身が責任を自覚するのは必要である、しかし子供を預けた親が隣人の責任を追及することには抵抗がある、というのが世間の多くの人々の意識であつたことが推測される。

③ 「善意の隣人」を訴えたことについて

すでにみたように、判決報道に対する支配的反應においては、「善意の隣人」を訴えた原告を批判する見解が中心をなしていたが、そのほかに、原告の提訴に理解を示す見解が一定程度寄せられていたことは看過されてはならない。以下では四つの見解が類型的に区別される。これらはいずれも支配的反應に対する批判を含んでいる。

第一は「隣人を訴えるのはよくよくのこと」という見解に代表される。これは提訴を当事者の心情に即して理解しようという立場である。訴訟に「あえて踏み切つた原告の心情をも考えてみるべきではなかったのか」という主婦(三六歳)は、「私たちは、ことの是非を断定できるほどに事実の全部を知らされたわけではない」、「子を失つた親の悲しみも考えず、隣人の善意を踏みにするものだと思つてはならない」、「短絡的に過ぎないか」という(朝日)三月一日。事故発生まで親しく交際していた原告被告だから、「訴訟にもつれ込むのはよくよくのこと」にちがいない、「信頼関係が失われてしまったからこそ訴訟」であろうと述べている主婦(四二歳)もいる。この主婦は「原告が訴訟に踏み切る経緯への洞察」の必要を説いている(朝日)三月一日。「母親の立場として善意の近所の人を訴えるのはよくよくのこと」という別の主婦(三九歳)は、助け合いは絶対に必要だが、その助け合いのなかにも「個人の責任の所在は明確にしなくてはならないと深く感じ」たという(朝日)三月一日。

法務省の見解が出された後には、原告の提訴に理解を示す意見が多くなる。「物ごとには当事者にしかわからない

部分がある。表面しかわからない第三者の発言は、とくに慎重を期したいものだ」という主婦(二四歳)は、「だれも裁判ぎたになどしたくない。そうしなければならぬ何かがあつたのではないか」と推測している(「中日」四月二五日)。

第二は、相手に「誠意」がなければ訴訟もやむをえないという意見である。「信頼関係が失われてしまったからその訴訟」という第一の説明と連続したところがある。原告の提訴の心情への理解よりも、相手との関係のこじれ、あるいは相手の「誠意ある対応」の有無を重視した見解である。「隣人訴訟」の原告自身が提訴の理由として語っているのが、相手に「誠意」がみられなかったから、という動機であつたことが想起される。「人命が失われ、その後まで関係者の誠意がみられない場合は裁判になつても仕方ない」という主婦(三三歳)の見解が代表的なものである(「毎日」三月三〇日)。この主婦は「できる限りのことをするのが、子供を預かつた方の責任」であると認めたくえ、「口頭で物ごとが運ばないための裁判」とみている。人命が失われているという重大な結果をふまえて、「話し合い解決」ができなければ賠償を請求する裁判は仕方ない、というわけである。このような認識が、相手に「誠意」がなければ訴訟もやむをえないという見解の基礎にある。しかも、この主婦は「親としては天と地が変わつたほどに失意の中にあることでしょう」と思ひやつている。提訴に理解を示した前提には、子供の死という結果の重大さ、子供を亡くした原告の深い悲しみへの共感、できる限りのことをするという預かつた側の責任の承認、話し合いによる解決の不可能という現実、があつたことがわかる。

第三は、「話し合いで解決できないからこの訴訟」という見解である。「話し合いで解決できるのなら、それにしたことはない。その話し合いで解決できないからこそ、裁判に持ち込んだのだろう」とみるのは、七五歳の男性医師である。この医師は「親子、兄弟の争いでも最後のよりどころは裁判以外にない」として「裁判を受ける権利」を

説き、最終的な紛争解決の手段として訴訟を位置づけている（「中日」四月二五日）。

論

少なくとも判決報道には提訴までの経過はほとんど説明されていなかったたので、読者には「話し合いで解決できなかった」経過はわからなかったものと思われる。「話し合いで解決できなかったから提訴した」というのが原告側弁護士的主張であったが、提訴に先立って原告側の話し合いの努力が第三者には少しもみえないという反発が、提訴への批判には込められていたようにみえる。「話し合いで解決できなかった」ことを納得しなければ、提訴にも理解を示そうとしないのが、「世間」の人々の常であるといえそうである。その意味では、紛争当事者はまず話し合い（事前交渉）による解決の努力を周囲からも期待されていることがわかる。社会的には、提訴は当然の「権利」として尊重される行為であるよりも、紛争解決のためのいわば最後の手段であることを弁明し、第三者にも納得してもらおう必要のある行為であるように思われる。

第四は、話し合い解決と訴訟との間に、第三の紛争解決の方法を提案する見解である。⁽⁵⁾ 地域社会のなかに調停役、世話役が必要だと説いている人もあれば、弁護士(6)の介在が重要だと説くひともいる。近隣紛争の解決には訴訟は適合的ではないという意見も少なくない。経験的に観察するかぎり、近隣関係が損なわれることがあるのも現実なら、近隣紛争を話し合いで解決することが難しいのも現実である。判決で「黒白」をはつきりさせることは近隣同士(7)のその後の〈関係修復〉をますます困難にすることも現実である。近隣紛争の話し合い解決の困難さと訴訟による解決の不適切さ、判決による解決の量的・質的限界などをふまえると、近隣紛争の適切な解決を可能にする第三の可能性を探ることが必要になる。紛争当事者同士でまず話し合い、それがだめならば第三者の関与のもとで話し合い、それでもだめならば調停を試み、最終的には訴訟を利用するという段階を経ることが社会的に期待されているようにみえる。これを〈段階的手順選択のルール〉と名づけておきたいと思う。

④お金を請求したことについて

隣人に訴訟でお金を請求することには、多くの人々が違和感をもったのは、様々の反応から推測される。ここでは、様々の反応を三つに類型化してみよう。

第一の類型は、有償と無償の区別にかかわる見解である。これは支配的反応にも近い見解である。「子供をお願いしますと預けた母親は代償としてのお金は渡していないと思うのに、事故があつた場合だけ多額を要求するのは、符に落ちぬこと」というのは七〇歳の婦人である(「朝日」三月二三日)。なぜ「符に落ちぬ」のかを一般的に推測すれば、有償と無償の区別に敏感だということだと思われる。私たちは、日常的に、貨幣経済の論理と相互支援の論理とを使いわけている。近所同士での子供の預け合いは、子供を預かるという無償サービスの相互的な交換である。一方当事者が子供を預かるという無償サービスを提供(贈与)すれば、相手方もいわばそのお返しとして、子供を預かるという無償サービスを提供(贈与)してくれるのが常である。そのような相互的交換がゆるやかな形で均衡しているのが通常の形である。これが成り立つためには相互に相手に対して、短時間であれ、子供を預けるだけの信頼がなければならぬ。近隣社会でも、このような信頼関係が次第に崩れてきているのも事実である。むしろ近隣に子供を預けるよりも、遠くの親類や友人に預けたり、場合によっては保育所や託児所に有償で預ける人々が増えているようにみえる。近所同士での子供の預け合いは相互支援、無償の贈与交換であるのに対して、金銭賠償は貨幣経済の論理と連続したものであるから、金銭賠償は「符に落ちぬ」のではなからうか。

第二は、「裁判にかけた以上、その気持ちを金銭に換算するのも当然」とあるという見解に代表される。この婦人(七〇歳)は「それほどお金が欲しいのか」と中傷するのは言語道断だという(「中目」三月二日)。この人は、法的な責任を追及するには、金銭賠償が原則であることを知っているだけでなく、それを当然だと認めているのがわかる。

民法の金銭賠償の原則に人間社会の歴史的知恵を見出しているものと推測される。

第三は、損害賠償の金額の大きさにこだわる意見である。『中日』、『朝日』、『毎日』、『中部読売』では、いずれの判決報道の見出しにも、五二六万円という損害賠償の金額が出ていたことが想起される。『五二六万円はあまりにも酷』と述べている主婦(三四歳)に代表される見解である(『中日』三月三日)。この主婦は金銭賠償それ自体に抵抗感を表明しているわけではない。ただ賠償金額の高さに抵抗感を示しているのである。一般の人々の日常的な生活感覚に照らしてみれば、五二六万円というのはあまりにも高額である。保険に加入しているならともかく、自己の預貯金から支払わねばならないとすれば、容易に払える金額ではない。このように、法的には金銭賠償を認める人のなかにも、隣人夫婦に五二六万円もの支払いを命じた判決には納得できない人が少なくないと思われる。そう考えていくと、支配的反応にみられた金銭賠償に対する批判には、子供の死をお金に換算することへの違和感だけでなく、損害賠償の高さへの抵抗感も込められていたのではないか。ここには日常的な金銭感覚が働いている。子供を預かるというのは日常的な無償の行為である。それが子供の死という重大な結果につながったといっても、五二六万円という日常的に容易には支払えない金銭賠償が命じられたのである。原告の提訴への理解は金銭賠償請求への理解と必ずしも同じではないし、逸失利益と慰謝料を合わせた損害賠償請求への理解とも違う。その意味では、隣人の責任追及のための提訴の仕方には、いくつかの選択肢があるといわねばならない。

⑤判決内容について

判決報道の直後には、とくに実名の投書では、判決内容に対する批判が多かった。その判決批判にも、比重の置き方によって、二つの類型が区別される。ひとつは隣人の責任を認めたことに対する批判であり、もうひとつは溜池に對する自治体の管理責任の落ち度を認めなかったことに対する批判である。この両者がひとつの批判の表裏をなす場

合もあるが、そうでない場合もある。例えば、隣人にも行政にも責任がなかったという見解もありうるからである。多様な反応には、津地裁「隣人訴訟」という特定の事案に即して判決内容を批判したものもあれば、判決の社会的影響に対する批判を意図したものもある。ここでは四つの類型にまとめることにしよう。

まず第一は、隣人の責任を認めた判決を批判する見解である。被告側弁護士は、事案に即して、隣人夫婦には責任はなかったと主張していたことが想起される。法学者のなかにも、隣人夫婦の責任を問うことのできないケースではないかという見解も少なくないであろう。⁽⁷⁾これはきわめて微妙な判断を必要とする難しいケースであるといつてよい。そのためか、世間の反応には、事案に即した判決内容の吟味と批判が必ずしも充分にみられなかったように思われる。

第二は、行政の責任を認めなかった判決を批判する見解である。これは行政にこそ責任があるという五五歳の男性の見解に代表される。原告夫婦も原告側弁護士も、判決報道に際して、行政の管理責任の落ち度を問いたかったと主張していたことが想起される。法学者のなかにも、行政の管理責任に落ち度があったと認める可能性があると示唆しているひともいる。⁽⁸⁾行政の管理責任を問うべきだと主張しながらも、五八歳の会社員は、幼児を犠牲にしないように、官民一体となって危険場所を再点検すべきだという。再発防止のためにも、危険な環境から子供を守るためにも、親の注意義務だけでは足りないという認識がその基礎にある。

第三は、行政責任を認めなかった判決に賛成する見解である。行政責任を問うよりも、溜池で遊ばないように子供を厳しく仕付けるのが大切という主婦(三四歳)がいる。溜池はどこにでもあるのだから、子供を厳しくしつけなければ危険から子供を守れないということであろう。

第四は、判決内容をそのまま支持する意見である。訴えの取り下げの直後に各全国紙に掲載された社説では、判決内容にも一応の理解が示されていたのが想起される。ただそれらは判決内容への全面的な支持ではない。「中日」は

判決に法の限界を読み取ろうとしていたのがここでも想起される。

⑥訴えの取り下げ事件について

訴えの取り下げ事件に対する社会的反応は四つに類型化されうるであろう。第一は、匿名の非難・中傷に対する批判である。各新聞の実名の投書にも、このような匿名のいやがらせに対する批判が圧倒的に多いことがわかる。とくに若い主婦と学生からそのような批判が寄せられていたのが特徴である。これらは、匿名のいやがらせを生みだしている日本の社会に対する批判を含んでいる。「匿名の反応」が過剰なまでに原告に向けられたことから、「日本社会の怖さ」や「訴訟の怖さ」を実感した人たちが少なくない。「日本の社会と日本人の恐ろしさを改めて実感」したという女性の短大助教授（三七歳）はそのひとりである。この人は、「異質な考え方や行動を許さない、日本の社会の特徴」、すなわち「集団の精神」が尊重され、「それからはずれる者を暗黙のうちに村八分にしようとする社会の体質」に不気味さを感じとっている（「朝日」三月二日）。

第二は、いやがらせを暴力またはそれ以上だとみている見解である。「いやがらせは暴力以外のなにもでもない」という二二歳の男子学生（「中日」三月二五日）や、「いやがらせは身体的暴力よりも悪質だ」という一七歳の高校生（「中日」三月一四日）に代表される見解がそれだ。匿名のいやがらせを卑劣な行為と批判する意見もある。二一歳の学生が、当事者の気持ちも考えずに匿名で電話をかけるのは無責任で恥ずべき卑劣な行為だ、と批判しているのはその一例である。

第三は、第三者が当事者間の紛争に節度を越えて介入したことを批判する見解である。預けた方も預かった方も大きな傷を負われたのだから、どちらか責めないでほしい、というのは無職の男性（六六歳）である。この男性はどちらも一生ぬぐい去ることのできない大きな傷を負うて生きていかれるのだから、第三者もみないたわってあげよう、

と述べている(「朝日」三月一三日)。「集団の圧力で裁判の進行をゆがめてはならない」と説く学生(二〇歳)もいる(「中日」三月二二日)。この学生は「裁判という公の場に出る以上、世間一般の批判にさらされるのは当然」としながらも、そのような反応は「社会常識にそった形で行うべき」であり、「いやがらせという陰湿な手段」は容認できないという。原告に対するいやがらせは相手の立場も考えられない一人よがりの批判である、と述べているのも二二歳の学生である(「中日」三月一五日)。

第四は、訴えを取り下げた原告にもつばら同情する見解である。いやがらせに耐えきれなくなつて訴えを取り下げた原告に同情する主婦(二九歳)は、世間の人々が原告を「悪人」、被告を「善人」と勝手にきめつけていることに腹立ちを感じている(「中日」三月二二日)。電話のいやがらせをみて、「物の分別の稀薄な人」、「常識のない人が多くなつたのではないか」と述べているのは二三歳の主婦である(「中日」三月二二日)。この主婦は「ズケズケと土足で生活の中に入ってくる」嫌がらせに対して、「本当に怒りを感じる」という。

なお、匿名の非難・中傷の電話をかけたことを後で反省している人もいる。「善意の隣人」を訴えた原告に対していわば心情的な義憤や怒りを感じて匿名電話をかけた人が、双方の主張を冷静に知つたあとで、短絡的に原告を非難したことを反省しているのである。「中日」は原告被告双方の弁護士と森島教授とによる座談会の記事を掲載して「隣人訴訟」事件そのものの再検証を試みていることはすでにみたが、この記事で両当事者の主張を知つた人が、第一印象で原告を批判したことを反省しているという事実は注目される。

以上六つの論点にわたつて、支配的反応とは区別されうる多様な反応を類型的に取り出してみた。どの反応もそれほど特殊なものではないから、ある程度の範囲の人々が抱えている見解ではないかと推測される。もちろん、どの程度の割合の人々がこれらの見解を支持しているかを確認することはできない。わたしの意図は、「匿名の反応」とも

支配的反応とも区別されうる社会的反応が「隣人訴訟」事件の判決報道に触発されて登場していたことをふまえて、「世間の常識」の多様性をひとまず確認することにあつた。これらの反応の全体をふまえたうえで、近隣紛争の解決をめぐる「世間の常識」の内実がさらに問われる必要があると思われる。その探求の過程で、「法の常識」と「世間の常識」とを橋渡しする可能性が見い出されることになれば、というのがわたしの期待である。

注

- (1) 経験的資料としては、各新聞への実名の投書、サンケイ新聞(昭和五八年三月二日)のアピール電話への意見、各新聞に掲載された識者の意見、「隣人訴訟」(「中日」昭和五八年三月二三日)に紹介された意見、などがある。
- (2) この人は「誠意がなければ提訴はやむをえない」という考えの持ち主である。子供を亡くした両親の深い悲しみへの共感が提訴への理解に結びついていることをうかがわせる代表的なものである。
- (3) 匿名の手紙・はがきのなかにも、この言い方はあつた。預けた子供を預かつた人の不注意で亡くした経験をもつ人が「亡くなった子供は帰ってきません。保証(補償)吉田)をもらつても帰りません」と書いている。もつともこの人の本意は子供の死をお金に換えることに対する批判にあつた(週刊文春昭和五八年三月二四日号を参照)。
- (4) 「ボランティア保険」や「子供会賠償責任保険」については、「隣人訴訟」(「中日新聞昭和五八年三月二日)を参照。これについては、本拙稿(一)(熊本法学八六号)四七頁を参照。子供会活動やボランティア活動などでは、思いがけない事故が起こることは避けられないので、「万が一」の事故に対する備えが必要である。地域活動を担っている責任ある立場の人々には、このことは明確に自覚されている。例えば、子供たちのための楽しい遊び場づくりなどの地域活動を支援するために書かれたハンドブックをみると、「万が一」の事故に備えるために「賠償責任保証保険」、「傷害保険」または「ボランティア保険」に加入しておくことが、責任を追及されかねない立場の人々にとって心強いものであると書かれている(あしたの日本を創る協会編「ハンドブック 子どものための地域づくり」(晶

文社、一九八九年)の第七章「事故」(二六五頁―二八七頁)を参照。

なお、いわゆる「ボランティア訴訟」(津地裁昭和五八年四月二一日判決)ではじめてボランティア活動の指導者に法的責任が認められた。この判決については「判例タイムス」四九四号(一九八三)参照。なお、この訴訟の提起がきっかけになって子供会賠償責任保険が発足した。

(5) なぜ提訴するまえに、調停を利用しなかつたのかという疑問を提示する人は少なくない。六本佳平氏も裁判所にもっていくにしても調停という道があつたはずと述べている。氏は死亡事故の性質を考慮して、調停では特殊な解決方法が得られるのになぜそれをやらなかつたかという疑問を呈している(星野、前掲書、一〇六頁参照)。

(6) 例えば、木村治美氏は、両当事者が自分の言いたいことを相手に言い、相手の言いたいことを聞き、双方が納得できる場が欲しい、そのような場における「調停役みたいな方や機関」があつたらよいという感じを述べている(星野、前掲書、一一四頁参照)。だれか「世話役」とか「大家」さんとかが間に入ってくれたら訴えを起こさなくてもすむかもしれない、ともいう(星野、前掲書、八六頁、参照)。矢郷恵子氏も、なにかあつたときに、手をひっぱつて連れていってくださる「長老」とか「顔役」の方がほとんどいない新興の近隣社会の弱さについて述べているのも参考になる。そのような人がいれば、事故後の隣人関係もちがっていったかもしれないという(星野、前掲書、七二頁参照)。二人とも、納得のゆく解決を求めており、訴訟はそのような納得のゆく解決を保障する場とは考えていないことがわかる。

(7) 星野氏も森島氏も、津地裁の「隣人訴訟」事件の事実関係からみると、被告夫婦に法的責任があつたとみることが難しいケースであると考えているように思われる。星野氏の見解については、星野、前掲書、一九九頁参照、森島氏の見解については、星野、前掲書、四五頁―四六頁参照。わたしもこのケースに関しては、隣人夫婦の法的責任を問うことは難しいと考えている。詳細は別稿に譲る。

(8) 市の責任に関する森島昭夫氏の見解については、星野、前掲書、四六頁―四八頁参照。

(9) 西尾嘉門氏は、この座談会への読者の反響も大きかったという。「これでよくわかった」、「自分の見方は一方的だった」、「第一印象で原告批判をしたのが恥ずかしい」などの反応が寄せられたという。氏は「キチンとした報道をすれば、読者

もしつかりした反応を示す見本のようなケースだった」と述べている〔西尾嘉門「隣人訴訟と報道の波紋」(新聞研究・昭和五八年七月)とくに六七頁参照〕。

VI 結びにかえて

これまで検討してきた「隣人訴訟」事件には二つの局面があつたといふことができる。ひとつは津地裁「隣人訴訟」事件という特定の近隣紛争事例であり、もうひとつは、この「隣人訴訟」の判決報道によつて喚起された社会的反応の全体としての「隣人訴訟」事件である。後者の局面は、津地裁「隣人訴訟」事件という特定の事件とその判決に還元されない社会的実体をもつている。

以下では、結びにかえて、これら二つの局面に関わる三つの論点を取り上げる。第一の論点は、判決報道と判決内容にはどのような違いがあるかである。これは津地裁「隣人訴訟」の判決内容に即して、その判決報道のあり方を吟味することである。第二の論点は、新聞の判決報道と「世間」の反応との間にはどのような相関がみられるかである。これは新聞報道によつて引き起こされた社会的事件としての「隣人訴訟」事件にかかわっている。第三の論点は「世間の常識」と「法の常識」との関連はどのように考えられるべきかである。

1 判決内容と判決報道の違い

新聞報道に現われた判決内容(とくにその見出し)を判決文そのものと比較してみると、明らかにいくつかの違いがある。つぎの四つが重要である。第一は、判決報道の見出しでは、隣人夫婦間における近隣紛争の側面がもっぱら大きく取り上げられ、溜池の行政責任にかかわる側面の扱いが著しく小さかったことである。新聞によつては、行政責任が認められなかったことは全く見出しには登場していない。これでは、「隣人訴訟」事件はもっぱら隣人夫婦間の訴訟であつたことになる。危険な溜池を放置していた行政の管理責任の落ち度の有無の判断という争点はほとんど背後に押しやられてしまつてゐる。

第二は、隣人夫婦が子供を「預かつた」かどうかが最大の争点であり、隣人夫婦自身が子供を「預かつた」ことを否認し、判決も法的には「預かつていない」と認定したにもかかわらず、判決報道の見出しでは、隣人夫婦が原告夫婦の子供を「好意で預かつた」ことが疑われていないことである。おそらく、新聞記者は、子供の預け合いという日常的な慣行に引き寄せて、子供を「好意で預かつた」事件だと解釈したものと推測される。

判決も、このケースは「無償の委託」だから「有償の委託」と比べて、注意義務違反の違法性の程度は著しく低いと判断している。したがつて、このケースは子供を「無償で預かつた」あるいは「好意で預かつた」事件だと見ることも可能である。判決がこのケースを「無償の委託」とみなしたのは、被告夫婦の注意義務を軽減するためであつたのは疑いない¹⁾。結局、この「隣人訴訟」事件は隣人の子供を法的には「預かつていない」が「好意で預かつた」隣人夫婦に「不法行為責任」が認められたケース、ということになる。このような判決のわかりにくさが判決報道にも反映しているのではなからうか。

第三は、「好意」ないし「善意」の位置づけが判決報道と判決内容では食い違つてゐることである。判決報道では、「好意」や「善意」はもっぱら子供を「好意で預かつた」という文脈で用いられているが、判決文のなかに「好意」

(「近隣のよしみ」)が用いられているのは、原告夫婦からの監護の委託を明確に断わらなかつた理由としてである。幼児の監護委託をはっきり断われば近所付き合いに角が立つから、はっきり断わらなかつた、というのがその趣旨である。「近所のよしみ」(「好意」)から儀礼的な挨拶をした、というのが被告側の主張であつた。しかも判決の事実認定によれば、被告の「好意」に期待して子供を残していったのは原告の方であつた。被告は決して子供を「好意で預かつた」とは主張していないし、判決もそう認定してはいないのである。

第四は、判決が損害の七割を原告夫婦に負わせ、被告夫婦には損害の三割を負わせたことが、判決報道の見出しからは必ずしも明確に読み取れないことである。「津地裁の三割責任判決」(「毎日」)という報道はその例外である。「親の責任相殺」と「預かつた側にも責任」は原告被告の責任の分担を示唆しているが、「預かつた側は責任」は不正確である。中部本社ないし名古屋本社版の各新聞では、被告夫婦の責任が三割に限定されたことよりも、五二六万円という損害賠償の金額そのものが大きく報道されたのである。この判決は損害の七割の負担を命じられた原告夫婦にとつても厳しい判決であつたはずである。しかしながら、新聞記者は、判決が隣人夫婦の法的責任を認めたこと自体に驚いたのだと思われる。「世間の常識」にとつては、法的責任の根拠が「準委任契約」にあるか「不法行為」にあるかは第二義的なものにすぎないであろう。隣人夫婦の法的責任が認められた事実と比較すれば、隣人夫婦の責任の程度が三割に限定された事実も重要とみなされなかつたのである。

判決内容と判決報道の四つの違いをみてきたが、これらをどのように意味づけることができるだろうか。判決報道の見出しは、判決内容にニュース価値の評価を加えて作りだされたものである。だから、判決報道の見出しは判決内容のなかの重要と評価された要素を拡大してみせることにならざるをえない。「隣人訴訟」の判決報道の場合には、それに加えて、新聞記者の常識的な解釈枠組みが大きく働いたのは疑いなくであろう。さらにもうひとつの問題があ

る。判決報道が与えた社会的影響に対して、報道機関ないし新聞記者にどの程度責任があるのかという問題がそれである。これまでみてきたように、「隣人訴訟」事件は、判決報道の偏りと実名報道のゆえに、原告自身に対して新聞記者も予期しない社会的反応(匿名の非難・中傷)が誘発されたケースであるのは確かだと思われる。

2 判決報道と「世間」の反応との相関

すでに本拙稿(1)でみたように、新聞の判決報道の記事そのものでは、判決内容のかなり詳しい解説がみられた。それにもかかわらず、新聞の見出しから浮かび上がる「隣人訴訟」の判決報道の内容は、新聞記者の「世間の常識」的な解釈によって構成されたかなり歪んだものになったことは否定できない。そのような「隣人訴訟」の事件像が、「善意の隣人」を訴えた原告」像に対する「匿名の反応」を誘発し、それがさらに「訴えの取り下げ」事件へと発展することになった。

判決報道から訴えの取り下げ事件の報道へと新聞報道の推移を辿っていくと、新聞の論調の変化に対応して、原告に対する「匿名の反応」にも「世間の常識」からの社会的反応にも、大きな変化がみられたことがわかる。いずれの反応も、判決報道の見出しに現われた新聞の論調とほぼ正確に対応していたといつてよい³⁾。ただあまりに単純化しすぎるのは禁物である。「世間の常識」にも多様な反応があつたことが看過されてはならない。子供を預かつたら責任があるという見解も、原告の提訴に理解を示す見解も、判決報道の直後から実名の投書のなかには登場していたからである。もつとも、判決報道の直後の実名の投書の内容はおもに判決批判、原告批判ないし双方に対する批判であつたのは明らかである。この時期の匿名電話のなかでは、被告への激励電話が少なくなつたといわれているが、被告を激励する実名の投書は見られないようである。

訴えの取り下げの報道から、新聞の論調は大きく変化したが、それに対応して、世間の「匿名の反応」にも支配的
反応にも大きな変化が生まれることになった。訴えの取り下げ報道の前後を対比しながら、ここではさしあたり三つ
の事実を確認しておきたい。

第一の事実は、すでにみたように、被告に対してそれまでの激励が一転して、非難・中傷の匿名電話が寄せられ、
原告に対しても、それまでの非難・中傷に「激励」の電話が混じるようになったことである。被告はこの変化に強い
衝撃を受けている。原告を深追いしないほうがよいという趣旨の忠告を近所の人々から受けたこともあり、被告夫婦
は訴えの取り下げに「同意」することにした。

各新聞はこの訴えの取り下げを一面トップで報道し、さらに社説でこの事件を論評したことが想起される。各社説
は「隣人訴訟」事件についてバランスのとれた論評を加えることによつて、それまでの判決報道の事実上の偏向を修
正しようとしたようにみえる。おそらく世間の多くの人々にとつて、「匿名のいやがらせ」によつて原告夫婦が訴え
の取り下げを余儀なくされたことは予期しないことだったにちがいないし、なにゆえに予期しない事態が生まれたの
かよくわからなかったにちがいない。だからこそ、各新聞は、「隣人訴訟」事件を訴えの取り下げ事件として終結さ
せまいという意図で、それぞれ特集記事を組むことになったものと思われる。

各新聞はこの「隣人訴訟」事件の紛争過程¹⁾、その社会的背景、近所づきあいや子供の預け合ひのあり方などを取り
上げている。それらを丁寧に読めば、「隣人訴訟」事件の争点は何であつたのが明確になる。これ以降、実名の投
書にも、原告の提訴に理解を示す見解、子供を預かつた以上責任があるという見解などが増えることになる。

第二は、判決報道の直後と同様に訴えの取り下げ後も、原告を非難・中傷する人々が依然として一定程度存在しつ
づけているという事実である。訴えの取り下げ後も、「非難・忠告」の匿名電話のほうが「激励」のそれよりも多い

状態が続いているのである。⁽⁵⁾ マスメディアの報道の論調が大きく変化したにもかかわらず、「非難・忠告」が続いている理由のひとつは、初期報道によるイメージ形成力の強さに求められるのではないか。最初に形成された原告像（とくに「善意の隣人」を訴えた原告という像）が強い場合には、「匿名の反応」によって訴えの取り下げを余儀なくされても、それは「善意の隣人」を訴えたことに対する当然の制裁や罰だと受けとめられることになる。⁽⁶⁾ このような社会的反応を規定しているのが「世間の常識」的解釈枠組みのリアリティの強さである、というのがわたしの解釈である。マスコミの判決報道によって先取りされた「世間の常識」的な解釈枠組みが問われるのもここにおいてである。

第三は、訴えの取り下げの報道後には、世間の支配的反応にも、「匿名の反応」そのものに対する批判が大きく登場したという事実である。この新しい社会的反応は、原告を非難・中傷する「匿名の」電話・手紙・はがきに耐えかねて原告が訴えの取り下げを余儀なくされたことが大きく報道されたことに対応している。中部本社・名古屋本社版の各新聞だけでなく、全国版の「朝日」までも訴えの取り下げを一面トップに報道したのが注目される。他の全国紙もこれを社会面に詳しく報道している。それだけではない。新聞報道の論調も原告に同情的であるといつてよい。すでに本拙稿(一)でみたように、「いやがらせに疲れた」、「生活も奪われた」、「いやがらせ続き、職も失う」、「匿名中傷耐えられない」というように、原告の言い分が見出しにも示されているのである。この報道に続く実名の投書を含めても、原告の提訴に理解を示した見解が増大していることがわかる。とくに法務省の見解が発表されてからは、原告の提訴に理解を示す学生や若い主婦からの投書が多数寄せられたのが目をひく。判決報道の直後に原告に寄せられた匿名電話の多くが高齢者と年配の主婦からだったことと対比してみると、「隣人訴訟」事件に対する反応の仕方にも、近隣意識と訴訟に関する意識の世代間の違いがかなり現われていることが推測される。

このように、「隣人訴訟」事件の報道に触発された「世間」の社会的反応にも、報道の仕方の変化に対応して変化

説 する部分、最初のまま継続している部分、報道の仕方の変化に対応して新たに登場した部分の三つが区別される。

3 「世間の常識」と「法の常識」の間

すでに原告側弁護士は、「法曹の常識」の立場からマスコミ報道の偏向を厳しく批判していた。⁽¹⁾「隣人訴訟」判決についての報道は、マスコミの「法的未熟」と「非常識」と「無責任さ」を示したという。「マスコミは非常識を世間に押しつけた」ともいう。「法曹の常識」は「マスコミの常識」および「世間の常識」とどのような関連にあるのか、あらためて関心をひく。「隣人訴訟」事件の報道に関するかぎり、新聞記者は「世間の常識」を先取りしていた、というのがわたしの理解である。

原告側弁護士は「隣人訴訟」事件の判決は「法曹の常識」に適合したものだだつたと考えているが、氏の言う「法曹の常識」は「法の常識」と同じかどうか。「世間の常識」はどのように「法の常識」と折り合えるのか。「世間の常識」と「法の常識」の違いを確認するのは容易であるが、それだけでは何の解決にもならない。だから、長倉記者は「世間」の人々の感覚に適合する法的解決のあり方を探ろうとしたのである。現在の日本社会には、「世間の常識」のもつ現実性と、「世間の常識」だけでは解決できない近隣紛争のもつ現実性とがともに確認される。二つの現実性をともに踏まえないければ、結局のところ「法の常識」を説くだけの建前論か、「世間の常識」(話し合い解決)を説くだけの建前論か、のいずれかに終わってしまう。それではいけないからこそ、長倉記者は「世間の常識」の側から「法の常識」に注文を付けているのである。ここで問われているのは、「世間の常識」に適合しうる選択的な法使用の可能性である。それは「法曹の常識」に立つ法使用とは違うものである。法曹が説く「法の常識」ではなく、「世間の常識」に適合した「法」、いわば「常識の法」とでもいうべきものがありうるのではないか。これは「世間の常

識」の視点からいけば戦略的に「法」を利用する可能性に関わっている。紛争当事者の視点からの法使用には、多様な可能性が確保されることが望まれる。法曹や法学者が説く「法の常識」はそれに比べるとあまりにも硬直したものにみえるはずである。「世間」の人々は自分たちの「常識」に従って利用可能な〈常識の法〉を強く求めているのではないか。「世間の常識」(話し合い解決)では解決できない近隣紛争があるときには、〈段階的手順選択のルール〉に従って「法」に訴えることも必要になるからである。しかしそのときに必要とされるのは、法曹の説く「法の常識」ではなく、「世間の常識」に立った〈常識の法〉的解決の可能性である。提訴は避けられなかったとみる長倉記者も、隣人に金銭賠償を請求することに違和感をもったから、「世間の常識」に適合した法的解決の可能性を探求しようとしたのである。このような試みに、「法曹の常識」や「法の常識」を対置しても、何の解答にもならない。それではなにも必要であろうか。原告夫婦の提訴の動機や提訴の仕方があらためて問われるのはここにおいてである。「法の常識」にも多様な選択肢がありうるのであって、「法曹の常識」に引き寄せた「法の常識」が世間の人々に押しつけられてはならない。「世間の常識」に適合した「法の常識」というよりも、〈常識の法〉の可能性こそが求められているからである。

確かに、不法行為に対しては相手方に金銭による損害賠償を請求するのが通常の民事訴訟の形式である。だが「隣人訴訟」事件についてみれば、逸失利益と慰謝料を含めて二八八五万円という高額な損害賠償を相手に請求するといふのは、「法曹の常識」に適った通常形式ではあつても、唯一の形式でもなければ最も適切な形式でもないのではないか。相手の責任を明確にするために、もっぱら慰謝料だけを請求することも考えられるし、慰謝料をどれくらい金額にするかも、相当な選択の幅のなかで判断されうるのである。「世間」の支配的反応を思い返して見ると、「善意の隣人」に逸失利益を含めて二八八五万円という高額な金銭賠償を請求したことにも、判決が被告夫婦に三割

の責任であれ五二六万円の損害賠償を命じたことにも、「世間」の人々が大きな違和感を抱いたことは確かである。「世間」の日常生活の水準からみれば、二八八五万円の損害賠償を請求されれば、よほど職業的に訴訟慣れた例外的な人を除けば、深刻な「被告」体験を強いられ、自己防衛のための法的反論に精力を傾けねばならなくなるであろう。五二六万円という金額は、日常的な経済観念からみれば、容易に支払える金額ではないのは明らかである。しかも、責任を追及される被告の立場からは、大掃除のために子供から数分程度目を離れた不注意に対して、五二六万円もの賠償を命じられたことは、あまりにも酷だと思われたに違いない。

被告夫婦と市に対して二八八五万円の金銭賠償を請求したのは、原告の意図ではなく、「法曹の常識」によるものであったと推測される。原告は、「一言の謝りの言葉もなかった」から、あるいは「誠意ある謝罪」がなかったから被告を訴えたとすれば、被告夫婦に対して「許せない」という気持ち提訴に込められているのは容易に想像される。おそらく、原告夫婦は、被告夫婦の不注意に全面的責任があると考えていなかったにちがいない。自分が買物に連れていかなかったことへの後悔、自分の日頃のしつけの至らなさへの後悔など、自分を責める思いが強かったものと思われる⁽¹⁰⁾。しかし、被告夫婦が「責任」を全く感じていないと思われたときに、「許せない」という怒りが一挙に高まったのではないか。原告が隣人を訴えた動機と請求の仕方との間には大きな距離があると思われる。

おそらく原告側弁護士が「法曹の常識」である金銭賠償請求訴訟の形をとって、逸失利益、慰謝料、葬祭料および弁護士費用を請求することにしたのだと推測される。原告夫婦の意識は、原告側弁護士のそれとは異なっていたようにみえる。隣人夫婦を訴えた動機が、「一言の謝りの言葉もなかった」こと、あるいは「誠意がみられなかった」ことにあったからである。このような動機に適合した訴訟の可能性はなかったのだろうか。

近隣紛争はあくまで話し合いで解決すべきだという建前がしばしば語られる。「裁判を受ける権利」があるという

建前がそれに対置される。前者が日常的建前論であるとすれば、後者は制度的建前論である。どちらの建前論も、当事者同士の話し合いから訴訟提起を経て判決とその後の解決過程に至るといふ紛争解決過程の全体を捉えようとする場合には、ほとんど役に立たないのである。わたしたちが試みたいのは、近隣紛争の当事者間の「誠意ある交渉」による解決から第三者（近隣者、弁護士など）の関与のもとでの解決の試みを経て、調停利用、最終的には訴訟利用とその後への解決に至る紛争解決過程の段階的進行を、紛争当事者の選択的な解決の手順として構成してみることである。しかも、近隣紛争の両当事者はどのようにして納得のゆく解決を得られるかが問われることになる。

最後に、判決が「世間の常識」と「法の常識」をどのように関連づけているかをみておきたい。これは近隣社会の論理と近代法の論理との関連づけという問題でもある。

隣人夫婦に「不法行為責任」を負わせた判決の論理にはふたつの解釈可能性があると思われる。ひとつは、判決は近隣社会の相互援助を重視しているという解釈である。近隣社会でのつきあいがあつたから、被告夫婦は「預かった」子供のことをよく知っていたし、溜池が住宅地に隣接していたから溜池の危険性にも通じていた。このことが子供に対する隣人夫婦の注意義務を肯定した理由である。これを補強しているのが「幼児を監護する親一般の立場」からの注意義務である。裁判官は、近隣社会がお互いに支援しながら温かく子供を育てることに期待を寄せているかにみえる。幼児をもつ親は、自分の子であろうと近所の子であろうと、周囲の危険な環境から幼児を守らねばならないというルールが想定されているようにみえる。もつとも、裁判官は、注意義務を負わせる人的範囲を大人一般でも親一般でもなく、「幼児を監護する親一般」に限定している。幼児を育てている親には近隣社会の危険な環境から幼児たちを守る法的な注意義務がある、というのが判決の論理であるといえるのではなからうか。

もうひとつは、裁判官が市民社会の責任の論理を示したという解釈である。「幼児を監護する親一般」は近隣社会

と必然的に結びついているわけではない。それに、近所づきあいでも、親同士の親密なつきあいがあれば、子供をよく知っていることはある。危険な環境も近隣社会にみられるだけではない。そうだとすれば、裁判官は、近隣社会の論理ではなく、市民社会の論理を示したのではないか。裁判官が示している責任の論理は、近隣社会をこえた一般性をはじめからもつていてのではないか。事実、近隣社会に特殊な論理は判決のどこにも示されていないのである。

どちらの解釈が妥当であろうか。あえて言えば、裁判官は実質的には近隣社会における関係のあり方を念頭において隣人夫婦の法的責任を認めながら、それを市民社会の責任の論理によって理由づけているのではないか、というのがわたしの解釈である。裁判官は、原告夫婦と被告夫婦の間に近所づきあいがあつたからこそ知りえた特殊な事情を総合して、Aが溜池に入る予見可能性を認定しているからである。だが、近隣社会の論理が表に明確に現われているわけではない。

こうして、判決の論理のなかには、近隣社会の論理（相互援助の論理）と市民社会の責任の論理とが含まれていたのは確かだと思われる。だがふたつの論理の関連はわかりにくい。「隣人訴訟」の判決がこれほど大きく報道されたのは、隣人夫婦に法的責任を負わせた判決の論理が近隣社会の論理と矛盾すると受け取られたからであろう。子供を「好意で預かった」隣人夫婦に法的責任が負わされたことが、子供の預け合いや近所づきあいを大切と思つている「世間の常識」に大きな衝撃を与えたのである。このような「世間の常識」を共有している新聞記者が、これでは近所づきあいはどうなる、という記事を書いたとしても不思議はないのである。

判決報道が判決内容から偏向していることを批判するのは容易である。実際、津地裁「隣人訴訟」事件が隣人夫婦が子供を「好意で預かった」ケースであるといえるかどうかすらきわめて微妙なのである。だが、誰もが日常的に経

験しがちな事件であったがゆえに、かえって特定の「隣人訴訟」事件の紛争過程が見えにくかったのも事実なのである。近隣社会の論理と市民社会の責任の論理とをどのように内的に関連づけるかは、私たちのこれからの課題である。わたしはかなり詳しくこの事例を取り上げてきた。その理由は、近隣紛争をめぐる社会的波紋がこれほど大きく広がったことがなかったからである。しかも、私たちはこの事例を通して、世間の人々が、近所づきあい、子供の預け合い、近隣紛争の「誠意ある交渉」による解決の仕方、近隣紛争の訴訟による解決の意義とその限界などをどのように考えているかを、かなり明らかにすることができると考えたからである。

この津地裁「隣人訴訟」事件そのものがマスコミ報道のうえに登場することは現在ではもうほとんどない。しかし法律相談書などでも、隣人紛争をいかに解決すべきかが論じられるときには、きまって津地裁「隣人訴訟」事件への言及がみられる。現在でも、「隣人訴訟」事件は現代法の理論的研究にも様々の刺激を与えている。¹¹⁾ その意味では、この事件の与えた衝撃の余波は依然として続いているといつてよい。津地裁「隣人訴訟」の社会的波紋を通して開示された問題にはまだ充分な解答は与えられていない。とくに「世間の常識」と「法の常識」の溝は、依然として埋められていないのである。近隣紛争の当事者が相手に「責任」があること、あるいは相手にも「責任」があることはつきりさせたいときには、どのような方法がありうるか。紛争当事者間の「話し合い解決」が難しい場合には、適切な第三者の関与のもとに、紛争当事者がお互いの言い分や気持ちを伝達し合い、納得のゆく解決を目指して共同で努力をする過程が充分に確保されているかどうか。その場合に、だれが第三者としての適格性をもつのか、納得のゆく話し合い解決のための共同の場はどのように設定されたらよいのか。これらは依然として私たちの課題であり続けている。

注

(1) 「委任」にも「準委任」にも有償と無償の区別がないが、「寄託」にはその区別がある。被告夫婦が、「無償寄託」の類推適用を第二次的に主張したのは、預かったとしても、その注意義務の程度を軽減するためであった。「無償寄託」の類推適用ということになれば、被告夫婦は「好意で預かった」近所の子供を、自分の子供と同程度に監護していれば、注意義務を果たしていたことになる。

(2) 柴田光蔵、「法のタテマエとホンネ（増補版）」（有斐閣、昭和六一年）二九六頁―二九七頁を参照。

(3) 判決報道と社会的反応との対応関係については、西尾嘉門、「隣人訴訟と報道の波紋」（新聞研究・昭和五八年七月）六六頁、中村亀雄、「いわゆる『隣人訴訟』の顛末」（法学教室、一一九号）九六頁―九八頁、星野・前掲書二一九頁―二三二頁、一九三頁―一九七頁をそれぞれ参照。

(4) 本拙稿(1)でみたように、サンケイ新聞の「追跡隣人訴訟（上）（中）（下）」、中日新聞の座談会「隣人訴訟の残した教訓」、朝日新聞のインタヴュー記事（原告被告双方の訴訟代理人の「わたしの言い分」）は、「隣人訴訟」事件そのものを再検証しようと試みたものである。

(5) このように、「激励」よりも「非難・忠告」の匿名電話が多いと推測したのは、「非難・忠告」の手紙・はがきが二五通、「激励」の手紙・はがきが一九通という割合を基にしている（朝日新聞（一九八三年三月一八日）を参照）。

(6) 手紙とはがきの具体的な例をあげておこう。「新聞を見て胸がすーとしています」、「痛手を受けたのは当然のこととして罰当り……金ほしさのドン欲が自ら選んだ不幸の道だ」、「世間にわびよ。人々はお前らにだけ一人同情などしていない」、「勝手に訴えておいて、勝手に取り下げて、それで事がすむと思つたら、大間違いじゃないのだろうか」（朝日新聞・昭和五八年三月一八日夕刊を参照）。

(7) 中村亀雄、「いわゆる『隣人訴訟』の顛末」（法学教室、一一九号）参照。

(8) 法学者や法律家は、啓蒙的に一般の人々に法の仕組みを説き、「裁判を受ける権利」を説くことが多い。だが現在の問題はそこにはない。この点で注目されるのは竜崎喜助氏の見解である。氏は一般の人々および紛争の社会的実体の視点か

ら法と裁判を捉え返している。氏が着目するのは、日常生活には善悪、正不正等のいずれかに割り切れない灰色部分が多いという事実である。隣人関係、家族関係、親族関係、学校関係、職場関係などはみな灰色部分(グレイ・エリア)である。グレイ・エリアの生活の中で紛争が生じた場合には、「直ちに裁判という考えは、なお社会一般にとって、抵抗があると云ってよい」(「裁判と義理人情」(筑摩書房、一九八八年)一六九頁参照)という。対内的話し合い↓調停↓裁判という段階的ルートを経過することが社会的に要求されている、という指摘も重要である。氏は日本の法文化をふまえないながら、裁判をいかにしたら市民に身近で親しみやすいものにするかを考えていて、教えられることが多い。

- (9) 利谷信義氏は、隣人を訴えることは「内」の問題を裁判所に持ちだすことであるから、訴えの提起の仕方を工夫すべきだという。そして氏は「名目的訴訟にすること」を、「日本人の法意識に適合した一つの方法」として提案する。訴訟はたとえば一万円とする、訴訟費用を相手方負担とする、弁護士費用は訴訟救助、法律扶助制度の充実に解決を求める、というのが利谷氏の提案である(「隣人訴訟の教訓」ジュリスト七九三号、昭和五八年)。藤倉皓一郎氏も、損害賠償を請求する訴訟ではなく、「相手に非を認めさせるための訴訟」の可能性を提起している。日本の民事訴訟法のもとで、「相手に非のあることの確認を求める訴訟」、「非を認めるしるしに少額の名目損害」または「香典相当額」の賠償を求める訴訟が認められるかどうかを問うている(「外からみた隣人訴訟」(判例タイムス五二五号、昭和五九年)一頁参照)。なお、新たな救済方法を模索したものとして、小島他著「隣人訴訟の研究」(日本評論社、一九八九年)、一六〇頁―一七〇頁参照。
- (10) より詳しくは、吉田勇「誠意」規範研究序説(法政研究、第五九巻三・四号(平成五年)五四五頁―五五八頁参照)。
- (11) 例えば、棚瀬孝雄編「現代の不法行為法 法の理念と生活世界」(有斐閣、一九九四年)には、随所に、津地裁「隣人訴訟」事件への言及がみられる。

(完)